

甲州市塩山下小田原地区で 上条集落ダイコン収穫祭や「茅葺きの切妻屋根」の 重要伝統的建造物群の見学など

山梨県 関係人口創出モデル事業ツアー No.4

山梨県は、令和元年度、総務省のモデル事業の採択を受け、ふるさと納税を活用している自治体事業の現場を視察し、地域で活躍している地域住民等と交流し、地域貢献や地域づくり活動への関心を深めてもらうバスツアーを実施します。東京圏にお住まいの山梨県出身の皆様や、山梨県に興味ある皆様などは是非ご参加下さい。

コースNo.4 甲州市(塩山下小田原地区)

期日：令和元年11月17日(日)

参加費：5,000円 *甲州市お土産・プレゼント付き

【参加費に含まれるもの】

ツアーバス代、昼食代、案内料、体験料、
保険料、その他諸経費

【参加費に含まれないもの】

集合場所までの交通費、等

集合場所：JR新宿駅西口 9番出口付近

集合時間：午前7時50分

募集人員：10名様(最小催行人員7名)

募集締切：11/12(火)但し、定員になり次第受付終了

服装・持ち物：動きやすい服装、天候により
雨具(カッパ等)をご用意ください。
長靴を収穫祭会場にご用意致します。

*添乗員が同行します。



上条集落ダイコン収穫祭

行程 11月17日(日)

新宿(8:00) ⇒ 上条集落

- ・「上条集落ダイコン収穫祭」参加(大根掘り体験等)
- ・上条集落見学会(茅葺きの切妻屋根の重要伝統的建造物群)
- ・昼食
- ・交流会(地域住民) ⇒ 新宿(18:00頃)

*お電話でのお申込みは

お申込み専用ダイヤル
055-231-2230

お申込み営業時間
9:00~17:00(平日のみ)

参加者の方へは、出発前までに最終のご案内をさせていただきます。

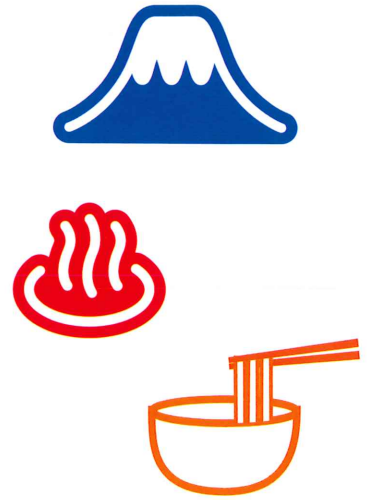
お申し込み方法 お電話、または下記申込書にご記入のうえFAXまたは郵送で(公社)やまなし観光推進機構あてに送付してください。

「関係人口創出モデル事業ツアー」参加申込書

希望コースNo. **4** 甲州市 (塩山下小田原)

| | | |
|-------------|-----|-------|
| フリガナ 氏 名 | 性別 | 年齢 |
| 代表者 | 男・女 | (才) |
| | 男・女 | (才) |
| | 男・女 | (才) |
| | 男・女 | (才) |
| | 男・女 | (才) |

代表者住所 〒 緊急連絡先 携帯電話



お支払い方法：お電話、FAX、郵送の場合は振込み
 山梨中央銀行 県庁支店 普通670860
 口座名 (公社)やまなし観光推進機構

予約ダイヤル 055-231-2230 (営業時間 平日 9:00~17:00)
FAX 055-221-3040
郵送先 (公社)やまなし観光推進機構 400-0031 山梨県甲府市丸の内1-6-1山梨県庁別館2階

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、必ず旅行条件説明書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

- ・募集型企画旅行取引条件説明書(要約)
- この旅行は(公社)やまなし観光推進機構(山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県知事登録旅行業第2-268号。以下「当機構」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件説明書(全文)、契約書面、出発前にお渡しする確定日程表と称する確定書面によります。
- ・お申し込み
 - (1)お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(二つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
 - (2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当機構が予約の承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
 - (3)a.旅行開始日に65歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助剤使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当機構は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当機構が旅行者のために請じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。
- ・旅行代金
 - (4)子供代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様にご利用します。
- ・旅行契約内容・代金の変更
 - (5)当機構は天災地変、戦乱、暴動、輸送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
- ・取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
 - (6)お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
- ・取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
 - (7)①旅行契約の内容の10項に例示されているような重要な変更が行われたとき。②旅行代金が増額されたとき。③当機構が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④当機構の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程どりの実施が不可能となったとき。
 - ・当機構による旅行契約の解除
 - (8)次の場合当機構は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。・申し込み条件の不適合。・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能となったとき。
 - ・特別補償
 - (9)当機構はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、補償金及び入院見舞金を支払います。
 - ・個人情報の取り扱いについて
 - (10)当機構は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
 - (11)当機構は、当機構が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にいたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当機構は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれを利用していただくことがあります。
- ・募集型企画旅行契約約款について
 - (12)この条件に定めのない事項は当機構旅行業約款によります。当機構旅行業約款をご希望の方は、当機構にご請求ください。

| | | |
|---------------------------|----------------|-----------|
| 解除の時期 | *()内は日帰り商品の場合 | 取消料の内容 |
| 旅行出発日の前日から起算して21日(11日)以前 | | いただきません |
| 旅行出発日の前日から起算して20日(10日)前まで | | 旅行代金の20% |
| 旅行出発日の前日から起算して7日前まで | | 旅行代金の30% |
| 旅行出発日の前日 | | 旅行代金の40% |
| 旅行開始当日 | | 旅行代金の50% |
| 旅行開始後の解除又は無連絡不参加 | | 旅行代金の100% |

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

国内旅行傷害保険加入のすすめ
 より安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で国内旅行傷害保険をかけられることをおすすめいたします。

旅行企画・実施
お問い合わせ・お申し込み
 登録番号 山梨県知事登録旅行業第2-268号
(公社)やまなし観光推進機構 / 富士の国やまなし旅センター
 住 所 〒400-0031 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2F
 電話番号 055-231-2722 FAX 055-221-3040
 E-mail y-tabi@yamakan-sk.jp